

# 「壱岐市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例」について

壱岐市にとって重要な観光資源である海水浴場の安全と安心を確保し、海水浴場の維持・利用客並びに観光客の増加のため、令和4年4月1日から「壱岐市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例」を施行します。



具体的なルールは以下の表のとおりです。

対象区域	禁止事項	例外
遊泳区域 付近での 禁止事項 ★内及びその	遊泳区域内でのモーターボート等の乗り入れ。	
	遊泳区域付近でのモーターボート等の高速航行。	他の利用者に不安、畏怖、困惑又は嫌悪を覚えさせない場合。
	めいていした状態で遊泳。	
	遊泳区域内に動物を入れること。	盲導犬、聴導犬及び介助犬。
海水浴場 全域	砂浜に車両で進入。	市が許可した車両等。
	火気の使用。	事業者が事業活動を行うために使用する場合。
	入れ墨(及び類する外観を有するもの)を公然と公衆の目に触れさせること。	他の利用者に不安、畏怖、困惑又は嫌悪を覚えさせない場合。
	空き缶等のごみを捨て、または散乱させること。	
	もり等の危険な器具を携行、または使用すること。	
	音響機器で著しく大きな音を発生させること。	市が許可したイベント等。
	公衆の安全・衛生・風俗を損なう行為。	

★「遊泳区域」...海水浴場のうち、ブイ、ロープ等によって示された遊泳可能海域として定める部分。

※上記ほか、市が海水浴場等の管理上支障があると認める行為は禁止。

※上記に関わらず、他の方の利用の支障、不快感を与える行為をされませんようご協力ください。



## ～ Q&A (壱岐市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例) ～

Q1.そもそも壱岐の海水浴場ってどこ？

A1.全部で7か所の海水浴場があります。

【郷ノ浦】 小水浜海水浴場、塩樽海水浴場

※この2つを合せて通称「ツインズビーチ」と言います。

【勝本町】 辰の島海水浴場

【芦辺町】 清石浜海水浴場

【石田町】 筒城浜海水浴場、大浜海水浴場、錦浜海水浴場

Q2.この条例は海水浴場期間以外も守らなきゃいけないの？

A2.海水浴場開設期間(7月中旬～8月末ごろ)外は本条例での縛りはありませんが、火気の使用の制限やその他ゴミのことは「壱岐市環境美化の推進に関する条例の第11条」などにに基づき、公的な場所として、皆様の善良な利用をお願いします。

Q3.条例違反を見つけたらどうすればいいの？

A3.近くにいる警備員(監視員)または壱岐市観光課(0920-48-1130)にご連絡ください。

Q4.入れ墨はファッションなのになぜ隠さなくちゃいけないの？

A4.多くの方から「入れ墨を露出している人が怖くて海水浴を楽しめない」とのお声をいただいています。「入れ墨」がダメなのではなく、「入れ墨を露出させて周りの方に怖い思いをさせる」ことを条例で制限しています。

Q5.条例違反をしても何も罰せられないよね？

A5.条例違反し、その後の壱岐市からの指導を無視して違反を続けると5万円以下の過料を支払わなければいけません。